

令和3年9月  
大竹市議会定例会（第3回）議事日程

令和3年9月24日10時開会

日 程	議案番号	件 名	付 記
第 1		会議録署名議員の指名	
第 2	議案第60号	監査委員の選任の同意について	即 決
第 3	議案第55号	令和3年度大竹市一般会計補正予算（第4号）	総務文教 （原案可決）
第 4	認 第 8号	令和2年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について	（ 認 定 ）
第 5	議案第50号	大竹市認定こども園設置条例の制定について	（原案可決）
第 6	議案第51号	大竹市子育て支援センター条例の一部改正について	（原案可決）
第 7	議案第52号	大竹市税条例等の一部改正について	（原案可決）
第 8	議案第53号	令和2年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	生活環境 （原案可決及び認定）
第 9	議案第54号	令和2年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	（原案可決及び認定）
第10	議案第56号	令和3年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）	（原案可決）
第11	議案第57号	令和3年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）	（原案可決）
第12	令和3年請願第3号	少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願	総務文教 （ 採 択 ）
第13	認 第 9号	令和2年度大竹市一般会計決算	決算特別委 設置・付託 （一 括）
第14	認 第10号	令和2年度大竹市国民健康保険特別会計決算	
第15	認 第11号	令和2年度大竹市漁業集落排水特別会計決算	
第16	認 第12号	令和2年度大竹市農業集落排水特別会計決算	
第17	認 第13号	令和2年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算	
第18	認 第14号	令和2年度大竹市土地造成特別会計決算	
第19	認 第15号	令和2年度大竹市介護保険特別会計決算	
第20	認 第16号	令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算	（ 報 告 ）
第21	報告第 8号	令和2年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	
第22		閉会中の継続審査の申し出について	

## 第23 生活環境委員会の閉会中の継続審査について

## ○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第60号(説明・表決)
- 日程第 3 議案第55号(報告・表決)
- 日程第 4 認 第 8号から日程第11 議案第57号(報告・表決)
- 日程第12 令和3年請願第3号(報告・表決)
- 追加日程第 1 意見書案第3号
- 日程第13 認 第 9号から日程第20 認 第16号(説明・付託)
- 日程第21 報告第 8号(報告)
- 日程第22 閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第23 生活環境委員会の閉会中の継続審査について

## ○出席議員(16人)

1番	賀屋幸治	2番	藤川和弘
3番	原田孝徳	4番	小中真樹雄
5番	中川智之	6番	小田上尚典
7番	北地範久	8番	西村一啓
9番	和田芳弘	10番	網谷芳孝
11番	児玉朋也	12番	山崎年一
13番	日域 究	14番	細川雅子
15番	寺岡公章	16番	山本孝三

## ○欠席議員(なし)

## ○説明のため出席した者

市 長	入山欣郎
副 市 長	太田勲男
教 育 長	小西啓二
総 務 部 長	中村一誠
市 民 生 活 部 長	三原尚美
健康福祉部長兼福祉事務所長	豊原 学
建 設 部 長	山本茂広
上 下 水 道 局 長	古賀正則
消 防 長	佐伯和規
総務課長併任選挙管理委員会事務局長	柿本 剛
企 画 財 政 課 長	三井佳和
監 査 委 員	薬師寺基夫

## ○出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	三 上 健
議 事 係 長	加 藤 豪

10時00分 開議

- 議長（賀屋幸治） 定足数に達しておりますので、これより直ちに本日の会議を開きます。  
これより議事日程にしたがって会議を進めます。

~~~~~○~~~~~

**日程第1 会議録署名議員の指名**

- 議長（賀屋幸治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において2番、藤川和弘議員、  
3番、原田孝徳議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

**日程第2 議案第60号 監査委員の選任の同意について**

- 議長（賀屋幸治） 日程第2、議案第60号監査委員の選任の同意についてを議題といたし  
ます。

なお、本件につきましては、地方自治法第117条の規定により、8番、西村一啓議員に  
は退席を願っておりますので、御了承願います。

提案者から提案理由の説明を求めます。

市長。

- 市長（入山欣郎） 議案第60号監査委員の選任の同意について提案理由の御説明を申し上  
げます。

地方自治法第196条の規定により、監査委員は普通地方公共団体の長が議会の同意を得  
て、識見を有する者及び議員のうちからこれを選任することとなっております。

このうち市議会議員の中から選任いたしておりました網谷芳孝氏が、9月23日をもって  
退職されたので、後任の監査委員として市議会議員の西村一啓氏を選任いたしたく、御提  
案を申し上げるものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第60号の説明を終わります。よろしく御審議の  
上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（賀屋幸治） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

本件は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。こ  
れに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第60号監査委員の選任の同意については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、議案第60号はこれに同意することに決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第55号 令和3年度大竹市一般会計補正予算（第4号）

○議長（賀屋幸治） 日程第3、議案第55号令和3年度大竹市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、児玉朋也議員。

総務文教委員会議案審査報告書

令和3年9月10日、第3回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件名                    | 審査の結果 |
|--------|-----------------------|-------|
| 議案第55号 | 令和3年度大竹市一般会計補正予算（第4号） | 原案可決  |

令和3年9月13日

大竹市議会議長 賀屋 幸治 様

総務文教委員長 児玉 朋也

○総務文教委員長（児玉朋也） それでは、9月10日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました議案1件につきまして、9月13日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、御報告申し上げます。

議案第55号令和3年度大竹市一般会計補正予算（第4号）でございますが、本件ではまず、「3款民生費の、介護施設整備等補助事業で5,602万8,000円が計上されていて、メープルヒル病院の整備のためと聞いているが、詳しい内容について伺う」との質疑に対しまして、「介護施設整備等補助事業は、メープルヒル病院の現在の介護療養型医療病床が法改正によって廃止されることが決まっており、現在ある92床のうち42床を、介護医療院に転用する整備費用として補助をする。また、42床の約半数に酸素吸入器が導入できるように整備をする。酸素吸入器は配管等を含めて整備するため、特殊な工事が必要となり、4,000万円前後の費用になると伺っている」との答弁がございました。

次に、「10款教育費の、小学校教育振興事業と中学校教育振興事業は、新型コロナウイルス

ルス感染症の影響により、修学旅行が延期・中止になった場合のキャンセル料と説明を受けたが、延期の期間について伺う。また、延期や中止の基準についての保護者の受け止め方を伺う」との質疑に対しまして、「現在、全国的に多くの学校が延期や行き先の変更をしているため、希望する時期と場所に延期することは難しい状況である。旅行会社に協力していただき、できる限り年度内に実施したいと考えている。ただし、小学校の修学旅行は6年生が参加するため、年度内に実施ができなければ中止となる。中学校の修学旅行は2年生が参加するため、年度内の実施ができなければ、保護者の意見も参考に、3年生の行事等を勘案して、3年生に延期することも考えている。

また、中止や変更の目安については、校長会で県の基準に準じて5つの目安を示している。1つ目が、国が広島県に緊急事態宣言を発し、外出制限を要請している場合。2つ目が、旅行先の県知事が国民に向けて当該旅行先への旅行を自粛するように要請する場合。3つ目が、広島県知事が県民に向けて県外への移動を自粛するように要請する場合。4つ目が、修学旅行の期日を含む期間に学校の全部または当該学年が臨時休業となる場合。5つ目が、大竹市の状況、大竹市民の生活圏の状況、学校の状況等を考えたときに、実施すべきではないと学校として判断する場合。この目安については、修学旅行の説明会において学校側から保護者に説明をしており、これについて保護者からの意見は特になかった」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略させていただきます。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました議案1件の、審査報告を終わります。

○議長（賀屋幸治） ただいまの委員長の報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の通告は受けておりませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本件を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、原案可決であります。本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第4～日程第11〔一括上程〕

- 認 第 8号 令和2年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について  
 議案第50号 大竹市認定こども園設置条例の制定について  
 議案第51号 大竹市子育て支援センター条例の一部改正について  
 議案第52号 大竹市税条例等の一部改正について  
 議案第53号 令和2年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について  
 議案第54号 令和2年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について  
 議案第56号 令和3年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）  
 議案第57号 令和3年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（賀屋幸治） 日程第4、認第8号令和2年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定についてから、日程第11、議案第57号令和3年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）に至る8件を一括して議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

生活環境委員長、日域究議員。

生活環境委員会議案審査報告書

令和3年9月10日、第3回定例会において本委員会に付託の議案は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 議案番号   | 件 名                                | 審査の結果              |
|--------|------------------------------------|--------------------|
| 認 第 8号 | 令和2年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定について         | 認 定                |
| 議案第50号 | 大竹市認定こども園設置条例の制定について               | 原 案 可 決            |
| 議案第51号 | 大竹市子育て支援センター条例の一部改正について            | 原 案 可 決            |
| 議案第52号 | 大竹市税条例等の一部改正について                   | 原 案 可 決            |
| 議案第53号 | 令和2年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について    | 原 案 可 決<br>及 び 認 定 |
| 議案第54号 | 令和2年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について | 原 案 可 決<br>及 び 認 定 |
| 議案第56号 | 令和3年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）          | 原 案 可 決            |

|        |                            |      |
|--------|----------------------------|------|
| 議案第57号 | 令和3年度大竹市公共下水道事業会計補正予算(第2号) | 原案可決 |
|--------|----------------------------|------|

令和3年9月14日

大竹市議会議長 賀屋 幸治 様

生活環境委員長 日域 究

○生活環境委員長(日域 究) それでは9月10日の本会議におきまして、生活環境委員会に御付託をいただきました議案8件につきまして、9月14日に委員会を開催し、審査を行いましたので、審査経過の概要並びに結果について、審査の順に御報告申し上げます。

初めに、議案第53号令和2年度大竹市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第54号令和2年度大竹市公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、及び認第8号令和2年度大竹市工業用水道事業会計決算の認定についての3件でございますが、一括して審査をしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本3件では、まず、「小島潮遊池水路浚渫工事の概要と金額、その効果について何う」との質疑に対しまして、「工事の概要については、工事延長が215メートル、しゅんせつを860立方メートル行っており、小島潮遊池内の小島汚水中継ポンプ場から、小島雨水排水ポンプ場の間に葦が繁茂していた土砂の一部を、幅4メートル、深さ1メートルで掘削を行った。

目的として、大竹1号雨水幹線水路における、新町及び南栄地区から流れてくる雨水排水について、流路を小島雨水排水ポンプに向けて直線状に掘削することで、スムーズに排水させるために実施した。工事金額は1,144万円である。

効果としては、これまで大竹1号雨水幹線水路から流れてきた雨水排水は、繁茂した葦の中を大きく蛇行して流れていたが、流路の延長が短くなったことで、排水がスムーズになった。

また、水草がない箇所を流れることになったことから、大雨の時に雨水排水ポンプを稼働させると、吸い込み口に流着していた水草等が減り、撤去作業の軽減にもつながっている」との答弁がございました。

次に、「令和2年度の1日最大配水量が、令和元年度比で約24%増加している理由を何う」との質疑に対しまして、「令和2年度の1日最大配水量は、令和3年1月11日の1万5,627立方メートルだが、これは令和3年1月7日から10日まで続いた寒波により、市内各所で発生した家庭の給水管の凍結破損による漏水が原因だと考えられる。その当時、漏水が340件程度発生しており、水道工事店が全ての修理を完了するまで、かなりの時間を要した。

なお、令和元年度の1日最大配水量は12月31日に出ており、大みそかにおける通常利用の配水量と思われる。このため、凍結破損によって大量の漏水があったことが、令和2年度の1日最大配水量が、令和元年度比で約24%増加した理由と考えられる」との答弁がございました。

次に、「広島県内の水道広域連携について、大竹市は統合以外の連携を選択したが、今

後の他市町との連携はどうなるのか伺う」との質疑に対しまして、「統合以外の連携の例として、従来から広島市が技術研修を実施する際に、各市町に参加をするよう呼びかけるなどの取り組みが行われている。こうした連携は継続されていくものと考えている。今後、どのような連携を、企業団も含めた県内市町で行うかに関して、先日、県の企業局のヒアリングがあった。その際に伝えた内容だが、例として、緊急漏水に対応する際、資機材が必要であり、これを各市町が所有しており、フル装備したらとても大量になるため、これを各市町で分担して所有することや、また、高速道路のインターチェンジに近いところに設置し、各市町がお互い有効的に使えるようにしたらどうかといった提案をした。

また、将来的に、インターネット回線などを活用した自動検針の方法を実施する場合、自動検針器の購入費用は高額になるので、各市町が個別に購入するのではなく、共同購入することにより、単価を下げるといった連携をしたらどうかということも以前から大竹市は提案し、投げかけている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本3件は原案のとおりとすべきものと決しております。

続きまして、議案第57号令和3年度大竹市公共下水道事業会計補正予算（第2号）でございますが、本件では、「下水処理場の監視制御システムの不具合部分の更新をすることのだが、詳細について伺う。また、計画的な更新も必要と考えるが、今後の考えについて伺う」との質疑に対しまして、「下水処理場の監視制御システムは、大竹市下水処理場の全てを監視・操作し、記録の確認やデータの出力が行える装置で、監視操作卓であるディスプレイとキーボード、及びデータの保存装置であるサーバー盤で構成されている。現在の監視制御システムは平成20年に設置されたもので、標準耐用年数の10年を経過し、現在、13年を超えている。監視操作卓は2台の産業用パソコンで構成されており、現状では1台は操作不能の状態、もう1台は動作遅延やフリーズ現象が見られるが、現在この1台で処理場の監視を続けている。

このシステムは、処理場の各設備の動作状況を操作室でオペレーターが一括で監視し、状況に応じて操作したり、機器の異常の際には警報で通知されるなど、重要な設備であり、早急に不具合を解消する必要がある。対応としては、2台の監視操作卓の更新と、互換性を保つためにサーバー盤の機能増設を行うものである。更新するシステムは、これまでと同様のシステムである。

また、計画としては、大規模な更新を令和7年か8年で行う予定であったが、今回は突然の故障のため、補正予算計上することとした。システムが止まればかなりの不具合が生じるため、2台で構成しており、1台のみなら当初予算で対応するが、もう1台も動作が不安定な状況であるため、緊急的に対応させていただきたいと考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。



続きまして、議案第52号大竹市税条例等の一部改正についてでございますが、本件では、「個人の市民税に関する改正点では、『国外居住親族の扶養控除について、原則としてその対象となる扶養親族から30歳以上70歳未満の国外居住者を除くこととされた』ことに伴う部分があるが、この年齢の範囲が設定された理由を伺う」との質疑に対しまして、「今回の改正は、令和2年度の税制改正に基づくものであり、このケースはあくまで国外に居住する親族を扶養する場合に適用されるものである。

改正の理由として、国としては、国外に居住する親族の所得要件の判定が、日本国内における所得ベースで行われていることを踏まえ、年齢が30歳以上70歳未満である国外居住者は所得を生み出す力があると考えられるとしていることから、原則、扶養控除の対象外にしたものと考えている」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第50号大竹市認定こども園設置条例の制定について及び、議案第51号大竹市子育て支援センター条例の一部改正についての2件でございますが、一括して審査をいたしておりますので、一括して御報告を申し上げます。

本2件では、まず、「開園時間について、7時30分から19時までとされているが、民間の保育施設との差について伺う」との質疑に対しまして、「現在、民間の開園時間は、7時30分から19時までや、7時15分から19時15分までなど、11時間を超えている。また、現在、公立の保育施設は7時30分から18時まで、または7時30分から18時30分までの11時間以内の開園時間としている。来年4月に開設する予定のおがた認定こども園においては、民間同様に11時間を超えた開園時間が実施できる予定である」との答弁がございました。

次に、「認定こども園の定員と、年齢別内訳について伺う」との質疑に対しまして、「定員は180名である。また、年齢別内訳としては、保育認定の定員は、ゼロ歳が9名、1歳が26名、2歳が30名、3歳が30名、4歳が35名、5歳が35名で計165名、そして、教育認定の定員が3、4、5歳いずれも5名で計15名であり、合計で180名である」との答弁がございました。

他にも質疑がございましたが、本席では省略いたします。

質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、本2件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

続きまして、議案第56号令和3年度大竹市介護保険特別会計補正予算（第1号）でございますが、本件では、質疑、討論ともになく、採決の結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しております。

以上で、生活環境委員会に御付託いただきました議案8件の審査報告を終わります。

○議長（賀屋幸治） ただいまの委員長の報告に対し、これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより一括討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本8件を一括採決いたします。

本8件に対する委員長の報告は、認第8号は認定、議案第50号から議案第52号に至る3件は原案可決、議案第53号及び議案第54号の2件は原案可決及び認定、議案第56号及び議案第57号は原案可決であります。

本8件を委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本8件は委員長の報告のとおり決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第12 令和3年請願第3号 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願

○議長（賀屋幸治） 日程第12、令和3年請願第3号少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務文教委員長、児玉朋也議員。

総務文教委員会請願審査報告書

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

| 番号        | 件名                                                                           | 審査の結果 | 付託年月日    |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------|-------|----------|
| 令和3年請願第3号 | 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願 | 採 択   | 3. 9. 10 |

令和3年9月13日

大竹市議会議長 賀屋 幸治 様

総務文教委員長 児玉 朋也

○総務文教委員長（児玉朋也） それでは、9月10日の本会議におきまして、総務文教委員会に御付託をいただきました請願1件につきましては、9月13日に委員会を開催し、審査を行いましたので、委員会での審査経過の概要並びに結果について、御報告申し上げます。

令和3年請願第3号少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願でございます。

本件は、連合広島大竹・廿日市地域協議会議長、岡村将城氏及び、広島県教職員組合大竹廿日市支区委員長、米田実穂氏から提出された請願で、その趣旨といたしましては、「改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられた。今後、小学校だけにとどまるのではなく、中学校・高等学校等での35人学級の早期実施が必要である。さらに、きめ細かな教育をするためには、30人学級の実現が不可欠である。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子供たちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。

こうした中で、一人一人の子供に対してきめ細やかで丁寧な対応を行うためには、働き方改革はもちろんのこと、国段階の国庫負担に裏づけされた少人数学級の推進と、加配の増員や少数職種の配置増も含む計画的な教職員定数の改善が求められている。

また、義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が小泉政権下の三位一体改革の中で2分の1から3分の1に引き下げられたことにより、地方自治体の財政を圧迫している。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要である。教育の機会均等が担保され、教育水準が維持・向上されるよう施策を講じ、教育予算を国全体としてしっかりと確保・充実させる必要がある」というもので、同趣旨の実現のため、国に意見書を提出することを求めて請願されたものです。

審査におきまして、本件に対する執行部の考え方などを尋ねたところ、「まず、少人数学級の推進については、児童生徒一人一人の状況を把握し、個に応じ、個を生かした学習指導等、一層きめ細かな対応が可能になるとともに、適切な人数で効果的な集団活動も可能となる。これらのことによって、児童生徒の学力の向上や、いじめや不登校等の生徒指導上の諸課題の未然防止等の効果的な取り組みが期待できる。教員不足と言われている中で、学習指導力・生徒指導力・学級経営力等の力量のある人材の確保ができるということであれば、お願いしたい。

次に、義務教育費国庫負担割合について、義務教育費国庫負担割合が2分の1に引き上げられるとともに、続いてどのような制度ができるのかわからないが、結果的に教職員の給与費以外の広島県の教育費が増加し、その結果、大竹市にとっても児童生徒の安全、学力向上や生徒指導等に係る教育施策の充実と教育水準の向上が期待できるということであれば、お願いしたい」というものでございました。

委員に質疑を求めたところ、「教育行政の責任ある立場で、日々苦勞している教育委員

会においても、どのような措置がとられたら教育の向上に役立つのか、内部で議論したり、県や国に対して要望や意見を上げ、実践に向けて努力をしていると思うが、実態としては、日本はOECD加盟国の中で、教育の分野は下位である。

そうした状況が続いている中、教育の向上、子供たちの個性ある教育を伸ばしていくことに関して、現場で最も実態を把握している市の教育委員会として、どのようにして改善を図るのか、効果的な国の支援を求めるようにするのか、ということが問われている。見解について伺う」との質疑に対しまして、「例えば、県の都市教育長会、中国地区都市教育長会、全国教育長会などにおいても、本請願に関する件について、国へ要望しているという状況である。それだけ今、現場においては課題が山積しており、その対応に日々取り組みを進めているが、なかなか成果が現れてこないことも現実である。また、大竹市においては、子供たちが将来に向けてしっかり育つよう、取り組みを進めている。

実際に本請願の趣旨が実現すれば、子供たちへの教育は、より発展していくものと考えている。難しいことではあるが、機会を捉えながら要望し、取り組んでいきたいと思っている」との答弁がございました。

質疑を終結し、委員に本件の取り扱いに関する意見を求めましたが、意見はありませんでした。

討論に入り、採択すべきとの立場で2名の委員から討論がございました。

その内容は、「執行部の発言にもあるように、本請願の趣旨の実現について期待をしている。大竹市議会としても採択でよいと考える」といったものと、「本請願に、『復元をはかるための』とあるように、教育費が減らされてきている。教育格差が拡大している中で、義務教育費国庫負担制度2分の1復元を図るのは、喫緊の問題である。これが実現されるまで意見書を提出する必要があると考えるため、採択が不可欠である」といったものでした。

討論を終結し、採決の結果、本件は採択すべきものと決しました。

以上で、総務文教委員会に御付託いただきました請願1件の、審査報告を終わります。

○議長（賀屋幸治） ただいまの委員長報告に対し、これより質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告は受けておりませんが、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

ただいま議題となっております本件を採決いたします。

本件に関する委員長の報告は、採択であります。

本件は委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本件は採択と決しました。

お諮りいたします。

この際、意見書案第3号を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思ひます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定されました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第1 意見書案第3号 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書の提出について

○議長（賀屋幸治） 追加日程第1、意見書案第3号少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案をSide Booksに掲載しておりますので、御確認ください。

提案者に提案理由の説明を求めます。

総務文教委員長、児玉朋也議員。

○総務文教委員長（児玉朋也） 意見書案第3号少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書の提出についてにつきましては意見書案を朗読し、提案理由の説明にかえさせていただきます。

少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2022年度政府予算に係る意見書（案）

改正義務標準法が成立し、小学校の学級編制標準が、学年進行により段階的に35人に引き下げられます。今後、小学校だけにとどまるのではなく、中学校・高等学校等での35人学級の早期実施が必要です。さらに、きめ細かな教育をするためには30人学級の実現が不可欠です。

学校現場では、新型コロナウイルス感染症対策による教室の消毒作業等や貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子供たちのゆがんだ学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

こうした中で、一人一人の子供に対してきめ細やかで丁寧な対応を行うためには、働き方改革はもちろんのこと、国段階の国庫負担に裏づけされた少人数学級の推進と、加配の増員や少数職種の配置増も含む計画的な教職員定数の改善が求められています。

また、義務教育費国庫負担制度については、国庫負担率が小泉政権下の三位一体改革の中で2分の1から3分の1に引き下げられたことにより、地方自治体の財政を圧迫しています。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子供たちへの教育は極めて重要です。教育の機会均等が担保され、教育水準が維持・向上されるよう施策を講じ、教育予算を国全体としてしっかりと確保・充実させる必要があります。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、2022年度の予算編成に当たり、次の事項について措置を講じられるよう、強く要請します。

1. 少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善を推進すること。

2. 教育の機会均等と水準の維持・向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

皆様、御賛同よろしくお願ひいたします。

○議長（賀屋幸治） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

総務文教委員長。

○総務文教委員長（児玉朋也） 先ほど、読み間違いがございました。

「豊かな学びを実現するため」のところを、「ゆがんだ」というふうに発言いたしました。訂正お願ひいたします。

○議長（賀屋幸治） ありがとうございます。さよう訂正いたします。

すみません、もう一回。

お諮りいたします。

本件は会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

本件を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第13～日程第20〔一括上程〕

認 第 9号 令和2年度大竹市一般会計決算

認 第10号 令和2年度大竹市国民健康保険特別会計決算

認 第11号 令和2年度大竹市漁業集落排水特別会計決算

認 第12号 令和2年度大竹市農業集落排水特別会計決算

認 第13号 令和2年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算

認 第14号 令和2年度大竹市土地造成特別会計決算

認 第15号 令和2年度大竹市介護保険特別会計決算

認 第16号 令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算

○議長（賀屋幸治） 日程第13、認第9号令和2年度大竹市一般会計決算から、日程第20、認第16号令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件を、一括して議題といたします。

提案者に提案理由の説明を求めます。

副市長。

○副市長（太田勲男） 認第9号令和2年度大竹市一般会計決算から、認第16号令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算に至る8件の各会計決算の概要を御説明いたします。

令和2年度の我が国の経済は、新型コロナウイルス感染拡大を受け、緊急事態宣言を発令し、感染防止に取り組みながら需要の下支えを図りましたが、経済活動を抑制したこともあり、景気は依然として厳しい状況となっています。

本市においても、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用しながら、数号の補正予算を編成し、新型コロナウイルス感染症対策事業を実施いたしました。そのため、一般会計の歳入歳出の決算額は、いずれも200億円を越す大規模なものとなっております。

それでは、令和2年度に実施いたしました事業につきまして、重点施策の順に沿って御説明いたします。

まず、第1の施策「大竹を愛する人づくり」につきましては、地域を担う人づくり、互いを尊重し支え合う人づくりを推進いたしました。

主な取り組みといたしましては、学習用コンピューター整備事業として、国が推進するGIGAスクール構想に沿って、児童・生徒に1人1台のタブレット型端末を整備いたしました。また、授業などで活用できるように、情報通信ネットワーク環境施設整備事業として、各学校のネットワークの環境を整備いたしました。

第2の施策「生活基盤が整ったまちづくり」につきましては、地域産業の振興、暮らしやすい生活基盤の整備を進めたところでございます。

主な取り組みといたしましては、大竹駅周辺整備事業として、自由通路等の本体工事を

実施したほか、昨年度に引き続き工事に支障となる物件の補償などを行いました。

また、道路・橋りょう新設、改良事業として、踏切を拡幅し歩道を整備するとともに、踏切東側にスロープと階段を整備する青木踏切改良事業を行ったところでございます。

第3の施策「安全なまちづくり」につきましては、防災・防犯・交通安全の対策、救急・防災体制の充実に取り組みました。

主な取り組みといたしましては、救急救助体制充実事業として、高規格救急自動車を整備いたしました。

また、本庁舎耐震改修事業として、防災拠点としての機能を確保するために、昨年度に引き続き本庁舎の耐震改修等を行いました。

第4の施策「安心できるまちづくり」につきましては、心が触れ合う福祉の充実、生涯元気な心と体づくりに取り組みました。

主な取り組みといたしましては、市立保育所等整備事業として、子育てしやすいまちづくりの推進のために、本庁舎敷地内において、公立保育所と子育て支援関連施設の建設工事に着手いたしました。

第5の施策「心にゆとりを感じるまちづくり」につきましては、生涯学習の充実による心の豊かさを育む取り組み、また、環境美化の推進によるきれいで快適なまちづくりに取り組みました。

主な取り組みといたしましては、大竹会館改築等事業として、公共施設の規模適正化、防災拠点機能の強化、利用者の利便性の向上を図るために、耐震性に問題のある大竹会館の建て替えを行いました。

第6の施策「行政・社会の仕組みづくり」につきましては、市民自治の促進、健全な行財政運営の推進に取り組んだところでございます。

主な取り組みといたしましては、まちづくり基本構想等策定・推進事業として、市民と行政が共に目指す未来に向け、協働してまちづくりを進めていくための新しい指針となる大竹市まちづくり基本構想等を策定いたしました。

また、新型コロナウイルス感染症対策の取り組みとしまして、特別定額給付金給付事業、クーポン券発行等事業などの商工振興事業、出産育児応援給付金給付事業、医療体制支援事業などの事業を実施しております。

続きまして、令和2年度における各会計決算の概要を御説明いたします。

認第9号令和2年度大竹市一般会計決算から御説明いたします。

一般会計は、当初歳入歳出予算が177億9,365万2,000円でしたが、新型コロナウイルス感染症対策に係る特別定額給付金等の補正予算等により、最終予算の総額は236億7,878万1,504円となり、当初予算と比べますと、33.1%の増加となっております。

歳入総額は210億1,424万1,773円で、予算に対して88.7%の収入割合となりました。

一方、歳出総額は201億1,115万7,121円となり、執行率は84.9%となっております。この結果、当年度の形式収支は9億308万4,652円の黒字となり、翌年度への繰越事業費に充てる8億9,368万4,323円を差し引いた残額940万329円が、令和2年度の実質収支黒字額となっております。



なお、この歳計剰余金につきましては500万円を、地方自治法第233条の2の規定に基づき、財政調整基金に繰り入れ、繰り入れ後の残り440万329円を、令和3年度へ繰り越しいたしました。

歳入歳出のそれぞれの数字につきましては、決算書及び附属資料としての主要事業報告書に詳細を記してございますので、省略をさせていただきます。

次に、認第10号令和2年度大竹市国民健康保険特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額31億9,897万4,108円に対し、歳出総額31億8,196万4,344円となり、形式収支及び実質収支は1,700万9,764円の黒字となっております。

この会計の歳入は、保険料、県支出金のほか、一般会計からの繰入金などで、歳出は、保険給付費、保健事業費などでございます。

歳計剰余金については、860万円を地方自治法第233条の2の規定に基づき、国保財政調整基金に繰り入れ、繰り入れ後の残り840万9,764円を、令和3年度へ繰り越しいたしました。

次に、認第11号令和2年度大竹市漁業集落排水特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額、歳出総額ともに、3,369万3,643円となっております。この会計の歳入は、排水施設使用料及び市債のほか、一般会計からの繰入金で、歳出は、阿多田地区にある排水施設の維持管理経費などでございます。

次に、認第12号令和2年度大竹市農業集落排水特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額、歳出総額ともに、4,458万2,705円となっております。この会計の歳入は、排水施設使用料及び市債のほか、一般会計からの繰入金で、歳出は、栗谷地区にある排水施設の維持管理経費などでございます。

次に、認第13号令和2年度大竹市港湾施設管理受託特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額7,931万8,319円に対し、歳出総額5,481万6,644円となり、形式収支及び実質収支は2,450万1,675円の黒字となりました。この会計の歳入は、港湾施設使用料や県支出金などで、歳出は施設の維持管理経費でございます。

次に、認第14号令和2年度大竹市土地造成特別会計決算について御説明いたします。

歳入総額は2億6,326万3,359円に対し、歳出総額7億9,982万3,316円となり、差し引き5億3,655万9,957円の歳入不足となりました。この歳入不足額につきましては、翌年度の歳入を繰り上げて、充用いたしております。

この会計の歳入は、土地売払収入や一般会計からの繰入金などで、歳出は、晴海海面埋立地及び阿多田海面埋立地並びに小方ヶ丘等の維持管理経費などでございます。

次に、認第15号令和2年度大竹市介護保険特別会計決算について、御説明いたします。

歳入総額25億9,749万6,444円に対し、歳出総額25億5,260万5,988円となり、形式収支は4,489万456円の黒字となり、翌年度への繰越事業費に充てる162万6,000円を差し引いた残額4,326万4,456円が、令和2年度の実質収支黒字額となっております。

この会計の歳入は、保険料、国・県支出金、支払基金交付金のほか、一般会計からの繰入金などで、歳出は、保険給付費、地域支援事業費などでございます。

歳計剰余金については、3,236万7,020円を地方自治法第233条の2の規定に基づき介護給付費準備基金に繰り入れ、繰り入れ後の残り1,089万7,436円を、令和3年度へ繰り越しました。

最後に、認第16号令和2年度大竹市後期高齢者医療特別会計決算について、御説明いたします。

歳入総額5億558万2,526円に対し、歳出総額5億526万6,981円となり、形式収支及び実質収支は31万5,545円の黒字となっております。

この会計の歳入は、保険料、一般会計からの繰入金などで、歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金などでございます。

以上が、令和2年度の各会計における決算の概要でございます。

次に、令和2年度決算につきまして、普通会計の地方財政状況調査の概略を御説明いたします。

歳入総額209億8,109万円に対し、歳出総額200億5,350万4,000円となりました。8億9,368万4,000円の翌年度繰越財源を差し引き、実質収支額は3,390万2,000円の黒字となっております。

性質別歳出についてみると、人件費、扶助費、公債費からなる義務的経費は、前年度と比べ1億8,507万6,000円増の65億1,174万円となりました。

公債費が6,554万1,000円減少したものの、会計年度任用職員制度の開始により、人件費が2億8,045万2,000円増加したことによるものでございます。

投資的経費は、大竹会館改築等事業及び市立保育所等整備事業等の増により、前年度に比べ27億6,622万5,000円増の、49億2,704万2,000円となっております。

なお、大型事業の実施に伴い多額の地方債を発行したため、令和2年度末の地方債残高は232億1,883万3,000円となり、前年度末に比べ18億4,624万2,000円増加しております。

経常経費に地方税や地方交付税などの一般財源がどの程度充てられているかを示す経常収支比率は、前年度に比べ3.5ポイント減の93.4%となっております。

本市においては、これまでにさまざまな行財政改革に取り組んでまいりましたが、増え続ける社会保障費を捻出するためには、歳入確保のみでは賅いきれません。市の所有する施設について、効率的な人員配置や機能の集約など施設のあり方を検討するなど、効率的で持続可能な財政運営に努め、市民の皆様が願う「笑顔・元気・かがやく大竹」の実現に向け、「よいまち」づくりに取り組んでまいります。

議員の皆様方におかれましては、各会計の決算につきまして十分なる御審議をいただき、御承認くださいますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（賀屋幸治） この際、監査委員に、決算審査の報告を求めます。

代表監査委員。

○監査委員（薬師寺基夫） 代表監査委員の薬師寺でございます。

監査委員を代表いたしまして、令和2年度大竹市一般会計及び特別会計決算の審査概要を、あらかじめ提出しておりました審査意見書に基づきまして御説明いたします。

では、審査意見書の1ページから2ページをお開きください。

本審査は、令和3年8月16日から8月25日までの期間において、市長から送付された各会計の決算書及び歳入・歳出事項別明細書、並びに各種調書の点検を行い、会計管理者保管の帳簿類及び証書類との照合等を行いました。

その結果、各会計の決算書及び附属書類は、いずれも地方自治法及び関係法令に準拠して調製されており、かつそれらの計数は、正確であることを認めました。

それでは、お手元の意見書に沿って御説明いたします。

初めに、一般会計と特別会計全体の決算規模につきまして、意見書の3ページをお開きください。

その第1表、決算額の推移の令和2年度の合計欄を御覧いただきますと、決算総額は歳入が277億3,715万3,000円、歳出が272億8,391万1,000円で、歳入歳出の差引額は4億5,324万2,000円の黒字となっております。

続きまして、意見書4ページをお開きください。

会計別決算収支の状況は、第2表を御覧いただいたとおりでございます。特に一般会計は、当初予算において過去最大の規模でしたが、補正予算において新型コロナウイルス感染症対策等の実施により、決算ベースにおいても前年度と比べてA欄の歳入及びB欄の歳出がそれぞれ44%を上回る大幅増となっております。

続きまして、意見書5ページに移りまして、第4表の会計別歳入の収納状況を御覧ください。

不納欠損につきましては、一般会計が2,131万3,000円、特別会計が1,728万4,000円となっております。

収納率につきましては、一般会計が98.9%、特別会計全体で98.6%は、いずれも前年度と比べて0.2ポイントから0.3ポイント上昇しております。

なお、個別の税目及び保険料の収納状況と不納欠損額につきましては、審査資料58ページから61ページに収納状況表を掲載しておりますので、これは後ほど御確認ください。

続きまして、意見書7ページをお開きいただきまして、第7表の市債現在高の前年度比較を御覧ください。一般会計と特別会計を合わせた当年度末の市債現在高は、274億2,718万5,000円となっております。この内訳として、一般会計は前年度と比べますと8.6%増、3つの特別会計の総額は、前年度と比べて6.1%減となっております。

続きまして、意見書の8ページをお開きいただきまして、その第8表の財政状況の推移と書いておりますところを御覧ください。

当年度の指標は御覧いただいているとおりですが、このうち実質公債費比率14.9%は、前年度と比べて1.2ポイント低くなっておりますが、これは県内7市との比較において最も高い数値となっております。

次に、一般会計の歳入決算の状況を御説明いたします。意見書ですと11ページをお開きいただきまして、その第10表の自主財源・依存財源の年度比較の右側の増減欄を御覧ください。

上段の自主財源につきましては、前年度と比べますと6億9,722万3,000円、これを率にしますと8.7%の増加ということになっております。主な要因は、市税が2.9%減少したの

対しまして、繰入金や繰越金、諸収入がそれぞれ増加したことによります。特に普通建設事業等による繰越金は前年度と比べて905.3%の、大幅増となっております。

下段の依存財源につきましては、前年度と比べますと57億9,205万1,000円、これを率にしますと89.5%の増加ということになっております。主な要因は、地方交付税が10.3%、国庫支出金が199.6%、普通建設事業費の財源充当などの市債が108.1%、それぞれ増加したことによります。

個別の款ごとの歳入状況につきましては、意見書ですと13ページから24ページにかけて掲載しておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。

続きまして、意見書の25ページを御覧ください。ここから一般会計の歳出決算の状況を御説明してまいります。

次の26ページをお開きいただきますと、第33表に一般会計における款別の前年度比較を掲載しております。右側の増減欄の合計を御覧いただきますと、前年度と比べて歳出全体で44.1%増加しております。同じく26ページの第33-1表、普通会計における性質別経費の前年度比較と書いているのを御覧ください。

上段の消費的経費は、前年度と比較しますと会計年度任用職員制度開始に伴う人件費の増加や、新型コロナウイルス感染症関連の特別定額給付金などの補助費等が大幅に増加していることがわかります。

中段の投資的経費を前年度と比較いたしますと、普通建設事業費が136.3%、大幅に増加しております。その主な要因は、本庁舎耐震改修事業や、大竹会館改築等事業、大竹駅周辺整備事業、市立保育所等整備事業といった新規・継続事業に着手したことによるものであります。

個別の款ごとの歳出状況につきましては、意見書ですと29ページから37ページにかけて掲載しておりますので、後ほどそちらを御参照いただきたいと思います。

続きまして、特別会計の決算状況を御説明いたします。意見書ですと38ページをお開きください。

第47表を御覧いただきますと、特別会計全体の決算額は前年度と比べて、A欄の歳入総額は2.9%減、B欄の歳出総額は2.5%減となっており、E欄の実質収支は4億5,146万9,000円の赤字となっております。

会計別の決算収支の状況につきましては、次のページの第48表を御覧いただいたとおり、土地造成会計を除く6会計の歳入歳出の差引きがゼロ円、もしくは黒字決算となっております。

なお、土地造成特別会計につきましては、当年度も5億3,656万円の赤字決算となっております。その不足額は翌年度歳入からの繰上充用金で補填されております。

各会計の個別の状況は、意見書ですと40ページから49ページに掲載しておりますので、これも後ほど御確認ください。

続きまして、意見書の50ページから53ページにかけましては、財産に関する調書として、公有財産及び基金等の明細を掲載しておりますので、これも同じく御参照ください。

それでは最後に、意見書54ページをお開きください。こちらで本審査を総括した意見を、

むすびとして述べております。

55ページの4、健全な財政運営と行政の将来像の実現に向けてを御覧ください。少し長くなりますが、ここからが監査委員の意見の中核になりますので、読み上げさせていただきます。

本市におきましては、今後も複数の大規模事業が予定されており、事業実施のための多額の地方債の発行によって、数年後には減少傾向にある公債費が上昇に転じることが予測されております。

加えて新型コロナウイルス感染拡大に伴う施策に対して重点的な対応が求められる中で、税収等においても今後の影響が懸念されるなど、これまで以上に厳しい行財政運営となることも考えられます。

こうした中、最小の経費で最大限の効果を上げるためには、中長期的な視野による財源の重点的かつ効果的な配分や、事務事業の継続的見直し等による経費の節減が必要であり、より一層健全な財政運営と将来を見通した財政基盤の構築に努めることが求められます。

また、近年では、行政コスト抑制のための職員数の抑制に加え、少子化や高齢化、デジタル化の進展など、社会経済情勢の変化によって、今後ますます行政の仕事は多様化・複雑化することが予想されており、これらに対応して市民生活に不可欠な行政サービスを提供し続けるためには、本市においてもデジタル技術やAIの活用など、DX、いわゆるデジタルトランスフォーメーションを推進することで、効率のかつ効果的な業務改善に資するものと考えております。

令和3年度からは第1期大竹市まちづくり基本計画の4年間の計画期間が始まったところであり、確実な計画実施が求められるところです。

また、大竹市行財政システム改善実施計画においては、将来を見据えた計画的で効率的な行財政運営に向けた取組項目が示されており、今後、行政の将来像の実現に向けた具体的な施策が実施されるものと期待しております。

以上で、令和2年度一般会計及び特別会計決算の審査概要の説明を終えます。

○議長（賀屋幸治） これより一括質疑に入ります。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本8件につきましては、委員8名をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、本8件につきましては、8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査と決定いたしました。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員については、委員会条例第7条第1項の

規定により、議長において、3番、原田孝徳議員、5番、中川智之議員、7番、北地範久議員、10番、網谷芳孝議員、11番、児玉朋也議員、13番、日域究議員、14番、細川雅子議員、16番、山本孝三議員の8名を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

**日程第21 報告第8号 令和2年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について**

○議長（賀屋幸治） 日程第21、報告第8号令和2年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

提案者に説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中村一誠） 報告第8号令和2年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明申し上げます。

報告第8号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、令和2年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものでございます。

それでは、令和2年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率報告書の1ページを御覧ください。

令和2年度決算における大竹市の健全化判断比率を記載しております。

実質赤字比率につきましては、赤字額がないため記載すべき数値はございません。また、連結実質赤字比率につきましても、赤字額がないため記載すべき数値はございません。

実質公債費比率は14.9%となっており、令和元年度決算と比較して1.2ポイントの減少となっております。

将来負担比率は156.4%となっており、令和元年度決算と比較して0.9ポイントの減少となっております。一般会計の地方債残高は増加したものの、土地造成特別会計における地方債残高が減少し、一般会計からの公営企業債等繰入れ見込額が減少したことや、地方創生事業基金の積立により充当可能金額が増加したこと、普通交付税の増などにより標準財政規模が増加したことによるものでございます。

4つの健全化判断比率はいずれも早期健全化基準以下となっております。2ページから5ページに、4つの健全化判断比率の計算根拠を記載をしております。

次に、6ページを御覧ください。

令和2年度決算における公営企業ごとの資金不足比率を記載をしております。

水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計、農業集落排水特別会計、漁業集落排水特別会計及び土地造成特別会計の全ての会計において資金不足額がないため、記載すべき数値はございません。7ページから9ページに資金不足比率の計算根拠を記載をしております。

なお、監査委員の審査意見書を添付しておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で、報告第8号令和2年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての説明を終わります。

○議長（賀屋幸治） 本件は、報告事項でありますので、以上をもって終結いたします。

~~~~~○~~~~~

## 日程第22 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（賀屋幸治） 日程第22、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

生活環境委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第111条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

本件につきまして発言の通告を受けておりますので、発言を許可します。

なお、会議規則第38条で委員会に付託した事件は、その審査または調査の終了を待って議題とすると規定されております。したがって請願そのものを議題とすることはできませんので、御承知おきください。

3番、原田孝徳議員。

○3番（原田孝徳） 継続審査に反対の意見でございます。

本市のように地域医療の依存度が高いまちにとって、医療とか介護におけるマンパワーの不足というものが懸念される事態が起これば、安心して安定した医療の提供が困難となりますし、さらにそのことが今後の地域医療、地域介護に波及するおそれもあることから、意見書をつけるなどして本市の現場の声を届ける必要があると考えますので、継続審査には反対であり、先送りせず結論を出すべきという意見であります。

以上です。

○議長（賀屋幸治） ただいま議題となっております本件について、委員長の申し出のとおり継続審査とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（賀屋幸治） 起立多数と認めます。

よって、本件はさよう決定されました。

~~~~~○~~~~~

## 日程第23 生活環境委員会の閉会中の継続審査について

○議長（賀屋幸治） 日程第23、生活環境委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

生活環境委員長から、委員会の所掌事務である岩国・大竹道路の調査・研究をするため、閉会中の継続審査の申し出がございました。

お諮りいたします。

申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

お諮りいたします。

本日、議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（賀屋幸治） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。  
この際御通知をいたします。

本日、本会議終了後、第1委員会室において正副委員長互選のため、決算特別委員会を  
開催いたします。関係者はお含みの上、御参集をお願いいたします。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

定例会閉会に当たり、市長から挨拶がございます。

市長。

○市長（入山欣郎） 市議会9月定例会の閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

このたびは、正副議長の選出を初めとします人事を無事終わられました。改めまして、  
今後ともどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

また、本定例会では、御提案申し上げました案件を終始熱心に慎重に御審議をいただき  
ました。いずれも原案のとおり議決あるいは認定を賜りました。ここに厚く御礼を申し上げ  
ます。

会議中、議員の皆様からいただきました貴重な御意見・御要望につきましては、これを  
しっかりと検討し、今後の市政運営に反映をさせてまいりたいと考えております。

これから秋も深まる中、議員各位におかれましては何かと御多忙とは存じますが、健康  
には十分に留意され、引き続き市政の発展に御尽力賜りますようお願い申し上げまして、  
閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（賀屋幸治） これにて本日の会議を閉じ、第3回大竹市議会定例会を閉会いたしま  
す。

1 1 時 1 7 分 閉会



(3. 9. 24)

上記、会議のてんまつを記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年9月24日

大竹市議会議長 賀屋 幸治

大竹市議会議員 藤川 和弘

大竹市議会議員 原田 孝徳